

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

旭川厚生年金 事案235

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年10月31日まで

平成4年10月30日に弁護士から、A社を閉鎖する旨告げられた。同社を辞めるまでの数か月間は役員報酬を受け取っていないが、役員報酬を停止する旨の説明を受けたこともない。

また、今回の社会保険事務所からの調査があるまでは、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されていることについては知らなかったため、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年10月31日となっていることが確認できるが、申立人の3年6月から4年9月までの期間の標準報酬月額（53万円）が、申立事業所が適用事業所ではなくなった日（平成4年10月31日）の後の5年1月7日付けで、3年6月1日に遡^{さかのぼ}って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の役員であったことが確認できるものの、当該事業所及び当該事業所の親会社（B社）の元役員及び元従業員の証言から、当時の当該事業所の労務、人事、給与、経理等の

事務については親会社が行っていたものと考えられる上、申立人は専^{もつぱ}ら外回りの営業を行っており、社会保険関係の事務には関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（53万円）とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで

昭和64年1月1日から平成6年12月末までA病院で常勤医師として勤務していた。当時の給与月額が180万円であり標準報酬月額は最高等級のはずなのに、元年10月から2年9月までの1年間の標準報酬月額だけが9万8,000円になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、申立期間よりも前の期間（昭和64年1月1日（取得）から平成元年10月1日まで）及び後の期間（平成2年10月1日以降）においては最高等級（平成元年9月までは47万円、2年10月からは53万円）となっているものの、申立期間においては、9万8,000円となっていることが確認できる一方、他の従業員においては、標準報酬月額を著しく減額変更された者は見当たらない。

また、申立事業所は、申立期間に係る申立人の勤務形態及び給与額に変更は無く、保険料控除についても給与額に基づいて行われていたはずである旨を回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の回答及び同僚の記録から、平成元年10月及び同年11月については47万円、同年12月から2年9月については53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所提出の申立期間に係る会計書類等に記載されている保険料額が、申立人の標準報酬月額を9万8,000円とした場合の金額と一致することが確認できるところ、事業主は当該会計書類等に記載されている保険料額を社会保険事務所に納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から45年2月までの期間及び45年10月から47年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から45年2月まで
② 昭和45年10月から47年7月まで

私は、昭和42年7月ころにA市に転入し、それから2か月ほどしてA市の職員が自宅に来て、「将来のために国民年金保険料の納付をするように。」と勧められたので、国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料の納付は、A市の職員が「銀行に行くのが面倒なら、私が毎月集金します。」と言ってくれたので、集金をお願いしていた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月ころにA市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、45年4月20日にB市で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市の職員に集金により納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和45年4月20日)では、申立期間①のうち昭和42年9月から同年12月までの保険料は時効により納付できず、43年1月から44年12月までの保険料は過年度納付でなければ納付できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②については、C社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に、申立人の所在が確認できなくなったことを示す

「不在」の記載があるところ、申立人は、昭和 45 年 9 月に B 市から A 市に転居しており、転居先の A 市において申立人が国民年金に加入していた記録は確認できないことから、申立人に対して納付書は発行されず、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、申立人は、D 市に住んでいた昭和 60 年 6 月ころに別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで
申立期間は家事手伝いをしており、自分で国民年金保険料をA町役場で納付していた。
申立期間は免除期間となっているが、私は申請免除を受けた記憶は無いので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場で納付しており、申請免除を受けた記憶は無いと主張しているが、A町で保管されている申立人及び同居していたとする申立人の両親の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間についてはいずれも申請免除を示す「申免」の記載がされており、申立期間後の昭和41年4月から同年9月までの保険料については、申立人及びその両親の納付年月日は42年2月10日と一致していることが確認できることから、申立人は、当初の主張を変え、「父親に国民年金手帳を預けていたので、父親が納付してくれていたと思っている。」と述べていることから、申立期間については、父親が、家族3人（両親と申立人）の申請免除の手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等が不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

申立期間はA町の臨時職員としてB病院に勤務しており、国民年金保険料は給料からの引き去りにより納付していたと思う。

申立期間は免除期間となっているが、私は申請免除を受けた記憶は無いので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、B病院の給料からの引き去りにより納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「B病院では給料から国民年金保険料の引き去りをしていなかったと思う。」と回答しており、当該期間の保険料の納付を裏付ける証言は得られず、A町の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間前後の納付済み期間において、不定期な保険料の納付年月日が記載されていることから、申立人が主張するように給料から保険料が引き去られていたものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間については申請免除を受けた記憶は無いと主張しているが、A町で保管されている申立人及び同居していたとする申立人の両親の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間についてはいずれも申請免除を示す「申免」の記載がされており、申立期間前の昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、申立人及びその両親の納付年月日は42年2月10日と一致していることが確認でき、申立人は、当時、国民年金手帳を申立人の父親に預けていたと述べていることから、申立期間については、父親が、家族3人(両親と申立人)の申請免除の手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付について申立人の記憶は曖昧であ

り、申立人の父親も既に亡くなっていることから納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から50年12月まで

私は、昭和45年8月（結婚してから3か月後）に、近所の知り合いの人から「国民年金に加入したほうが良い。」と勧められたので、A県B市で国民年金に加入した。

当時の国民年金保険料は安くはなかったが、頑張って納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月にA県B市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、51年2月3日にC県D町で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、国民年金の記録欄には、昭和51年1月10日に任意加入により国民年金被保険者となった記載が確認でき、また、国民年金印紙検認記録欄には、50年12月までは国民年金保険料の納付が不要であることを示す「不要」の印が押されている一方、51年1月からは検認印が押されていることが確認でき、申立人は、51年1月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 5 月までの期間、63 年 8 月及び平成 2 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から 63 年 5 月まで
② 昭和 63 年 8 月
③ 平成 2 年 1 月から同年 5 月まで

昭和 62 年 6 月に会社を退職した際に、国民健康保険と国民年金の加入手続を会社に依頼して行ってもらった。

申立期間の国民年金保険料は、当時同居していた母親と自分とで納付しており、未納ということは考えられないので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については、当時勤務していた会社を退職する昭和 62 年 6 月ころに、会社に依頼して行ってもらったと主張しているが、申立人が勤務していた会社では、「会社が本人に代わって国民年金の加入手続をすることはない。」と述べている上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第 3 号被保険者資格の処理年月日から、平成 7 年 1 月ころと推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親も申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、母親は、「自分の国民年金保険料を納付していたこともあるので、納付に行った記憶はあるが、いつの時期なのか思い出せない。」としているところ、母親は、申立期間は保険料の納付を要さない第 3 号被保険者であることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで
父親がA市B支所の職員から国民年金保険料を2年間さかのぼって納付できると聞いてきたので、昭和63年1月ころに、父親と一緒に同支所に行き、父親が私の61年4月から63年3月までの保険料を一括して納付した。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月ころに、申立人の父親と一緒にA市B支所に行き、父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立期間のうち61年4月から62年3月までの保険料は過年度納付となることから市町村では納付できなかったと考えられるところ、申立人は、「過年度分の国民年金保険料を市町村で納付できないのであれば、2年分を納付するつもりで行ったが、結果的に現年度の1年分しか納付しなかったかもしれない。」と主張を変えるなど申立人の記憶は曖昧な点が見受けられる。

また、申立期間以前は国民年金手帳記号番号の払出し（昭和52年4月）を受けた際に1期分（昭和52年1月～同年3月）の国民年金保険料を納付しているものの、申立人には申立期間以外にも未納・未加入期間があり、申立人の保険料を納付してくれたとする、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年7月までの期間、14年4月から15年6月までの期間及び15年11月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年7月まで
② 平成14年4月から15年6月まで
③ 平成15年11月から16年3月まで

夫が勤めていた会社を辞めたことから、妻である私が国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を近隣の金融機関等で納付していた。

私の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、夫の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が会社を辞めた後は、自分が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みになっているものの、申立人とその妻は、平成6年4月から保険料の申請免除を受けているが、二人の免除期間は異なっていることが確認できるなど、申立人の妻の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の妻も平成14年4月から15年1月までの国民年金保険料が未納である上、申立期間②のうち15年2月から同年6月までの期間及び申立期間③の保険料は、それぞれ申立人が死亡した後の17年3月7日及び16年4月27日に納付していることが確認できることから、当該申立期間の保険料は、申立人が亡くなった16年3月31日の時点に

においては納付されていなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月から30年5月まで
② 昭和30年6月から31年7月まで
③ 昭和31年8月から32年6月まで

申立期間①においてはA社B営業所、申立期間②においては同社C営業所、申立期間③においてはD社に勤務していた。当時の同僚についても記憶しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、すべての申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が同僚として記憶していた者及び申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録が存在している元従業員の証言から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことはいかゞがえるものの、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言等は得られなかった。

また、申立人は、申立期間①においては「E社」、申立期間②においては「F社」に所属し、当該所属元の保有する車両を用いてA社で勤務していたと述べており、申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録の存在する元従業員及び申立人が記憶していた同僚の証言によれば、同社では、自家用トラックを保有する車主が集まり「A社」の名義で業務を行っており、それぞれの車主が厚生年金保険への加入を判断していたものと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、「E社」の車主（故人）、「F社」の車主、及び申立人が同僚として記憶していた者14人のうち12人にA社における厚生年金保険の加入記録は確認できず、加入記録の存在する同僚2人は、申立人とは異なった車主（G社及びH社）に所属していた旨を回答しており、このほか、申立人が申立期間①及び②において

厚生年金保険に加入していた事情は見当たらない。

申立期間③について、元従業員の証言から、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言等は得られなかった。

また、連絡の取れた元事務員は、申立期間当時の従業員数について、少なくとも36人程度である旨証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者数は、最多で25人であることが確認できる上、申立人と同じ業種であった者で、入社時期に係る証言を得ることのできた元従業員4人については、入社時から相当期間（平均で約1年3か月、最長で2年2か月）を経過した後に厚生年金保険に加入したものと考えられ、申立人の主張する勤務期間が約11か月であることを踏まえると、事業主は、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。